

市民生涯学習のつどい・市民大会【交通安全・防犯・環境衛生】

日ごろの活動を発表、表彰

2月11・12日に、アンバーホールで市民生涯学習のつどいを開催。手芸など生涯学習活動の成果作品展示に加え、ダンスや音楽などの実践発表会が行われました。

合わせて、12日に市民大会を開催し、地域活動などに貢献した個人や団体に対する表彰等を行いました。受賞者等は次のとおりです。（敬称略）

NEWS

◆防犯運動功労表彰：▼町づくり何でもベンリー会

◆市長表彰
▼交通安全功労表彰：▼長内政一▼金子平次▼霜畑小学校▼山本正雄▼江本厚子▼灰玉平三男▼澤口真由美



実践発表会で日ごろの活動の成果を披露

◆市防犯協会連合会長表彰
▼一沢明男▼葛巻祐二▼鳥谷峯敏雄▼夏井則雄▼宇部松蔵▼桑田末吉▼林崎正人

◆市衛生班連合会長表彰
▼神成毅▼高橋進▼畠山恵美子▼林下富雄▼四役正美▼工藤清耕▼櫻庭義孝▼生田由巳▼宇部一好▼西野明信▼大向治郎▼角一志▼久喜小学校

◆琥珀のまち
生涯学習推進本部長認定

◆生涯学習士：▼香木眞雄▼小川イク子▼小屋畑京子▼佐々木光子▼高松タミ子▼成田不美▼畠山ユリ▼晴山かつえ▼堀切川たみえ▼野場アサ
◆生涯学習奨励士：▼関律子▼飯塚彰▼大上節子▼山口広美▼嵯峨ちよ子▼立花チヤ子



大会決議を読み上げる高橋知里さん(久慈中3年)と神成優妃さん(同2年)

「アレン記念館」登録有形文化財 登録を祝う会を開催します

☎久慈市国際交流協議会事務局(総務課内) ☎52-2111

久慈市の名誉市民であるタマシン・アレン女史は、大正14年にキリスト教の伝道活動で来日。当時、日本の最貧困地域のひとつであった久慈に移住し、幼稚園や学校、診療所を開設するなど、生涯をかけて地域の貧困対策や福祉活動に力を尽くしました。

平成28年11月29日、アレン女史の生前の住まい「アレン記念館」が国の登録有形文化財(建造物)として登録されました。これを記念するとともに、アレン女史の功績を顕彰する会を開催します。

- ◆日 時…3月18日(土) 16時～
- ◆会 場…久慈グランドホテル(川崎町10-15)
- ◆会 費…4,000円(祝賀会出席者のみ)
(要申込 申込期限…3月8日(水)必着)

<p>第1部 記念講演(16時～17時) (1)経過説明 (2)記念講演 演題「タマシン・アレン女史の生涯～アレン先生が残したもの」(仮題) 講師 アレン国際短期大学 元学長 目黒安子さん</p> <p>第2部 祝賀会(17時15分～18時45分)</p>
--

※申し込み多数の場合は先着順となりますのでご了承願います

農振除外(随時変更)の手続き

☎農政課 ☎52-2121

■農振除外とは
市では、優良農地確保のため「農業振興地域の整備に関する法律(以下、農振法)」に基づく農用地利用計画を策定し、農業のために保全し守っていく区域を農振農用地区域として定めています。

農振農用地区域に指定された土地は、農業以外の目的に利用することはできませんが、やむを得ず農業以外の用途(住宅・工場等)を計画する場合は、事前に農振除外手続きが必要となります。

■農振除外申出の受付
5月と10月の年2回、それぞれ1か月間(土日、祝日を除く)です。農振除外要件を満たさない申出は受け付けできません。

受付期間の前月(4月、9月)を事前相談期間としています。農振除外申出を予定している場合は、

■農振除外が可能な要件
農振除外が可能なのは、計画する農地が、次の5要件をすべて満たす場合に限られます。

①農用地区域外の土地をもって代えることが困難である
②農用地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがない
③担い手(認定農業者など)に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさない
④農用地の保全等に必要な施設(かんがい排水施設、農道など)の機能に支障を及ぼさない
⑤土地改良事業(ほ場整備事業など)を行った区域内の土地に該当する場合は、工事が完了してから8年が経過している

事前に農政課にご相談ください。

台風10号 被災者生活再建支援制度

問い合わせ・申請先 / 社会福祉課 ☎52-2119

台風10号により住宅に被害を受けた世帯の生活再建を支援するため、支援金を支給しています

■対象世帯…平成28年8月30日時点で久慈市内に居住し、台風10号により次の①～⑤のいずれかの被害を受けた世帯(同じ建物に複数の世帯が居住していた場合、それぞれの世帯が対象となります)

①全壊	住宅が全壊した世帯
②解体	住宅が半壊した世帯のうち、倒壊による危険防止や、流入した土砂の撤去など、解体に客観的な事由がある世帯 ※平成29年9月までに解体が完了しない場合は対象外となります。解体前に社会福祉課にお問合せください
③大規模半壊	住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ、居住することが困難な世帯
④半壊	住宅の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる世帯
⑤床上浸水	住宅の床より上に浸水したもので、半壊には該当しない世帯

■支給額…被害の程度により異なります。被害が大規模半壊以上(①～③)の場合には表1の二つの支援金の合計額となります。二つの支援金は同時に申請可能です。半壊・床上浸水の場合は表2のとおりです。

■申請期限	①基礎支援金…平成29年9月29日(金)まで ②加算支援金…平成31年9月29日(日)まで ③半壊・床上浸水への支援金…平成29年10月2日(月)まで
■支給方法	申請受け付け後、審査を経て支援金を指定の口座に振り込みます

表1 被災者生活再建支援制度支給額一覧表

区分	基礎支援金(A)	加算支援金(B)		計(A+B)
		建設・購入	補修	
複数世帯	100万円	200万円	200万円	300万円
		100万円	100万円	200万円
単数世帯	75万円	200万円	150万円	250万円
		150万円	100万円	225万円
複数世帯	37.5万円	150万円	112.5万円	187.5万円
		150万円	75万円	112.5万円

表2 半壊・床上浸水世帯の支援金支給額一覧表

区分	支援金
複数世帯	30万円
単数世帯	25万円

申請期限を延長しました
▶平成29年10月2日まで

◆用語の説明◆ ▶基礎支援金…住宅の被害程度に応じて支給される支援金 ▶加算支援金…住宅の再建方法に応じて支給される支援金 ▶単数世帯・複数世帯…世帯人数が1人の場合は単数世帯、2人以上の場合は複数世帯



国登録有形文化財(建造物)

「アレン記念館」一般公開

☎文化課 ☎52-2700

アレン記念館と建物内にあるアレン女史の遺品類を公開します。(要申込)

日時…3月19日(日)
①13時30分 ②14時30分
③15時30分

場所…アレン記念館



定員…各回20人(先着順)
申込期間…3月8日(水)～15日(水)



母ゆかりさんと参加した手づくり絵本教室で一緒に作品を作った瀬尾龍之介くん

手づくり絵本

わかばの部 優秀賞

瀬尾 龍之介くん

瀬尾 ゆかりさん

『おともだちとあそんだよ』

2月4日、県読書をすすめるつどい(県読書推進運動協議会など主催)が開催され、瀬尾さん親子が手づくり絵本作品の表彰を受けました。

手づくり絵本は今後、県内の図書館を巡回して展示。市立図書館では7月20日(木)～23日(日)、山形図書館では7月27日(木)～30日(日)に展示予定です。